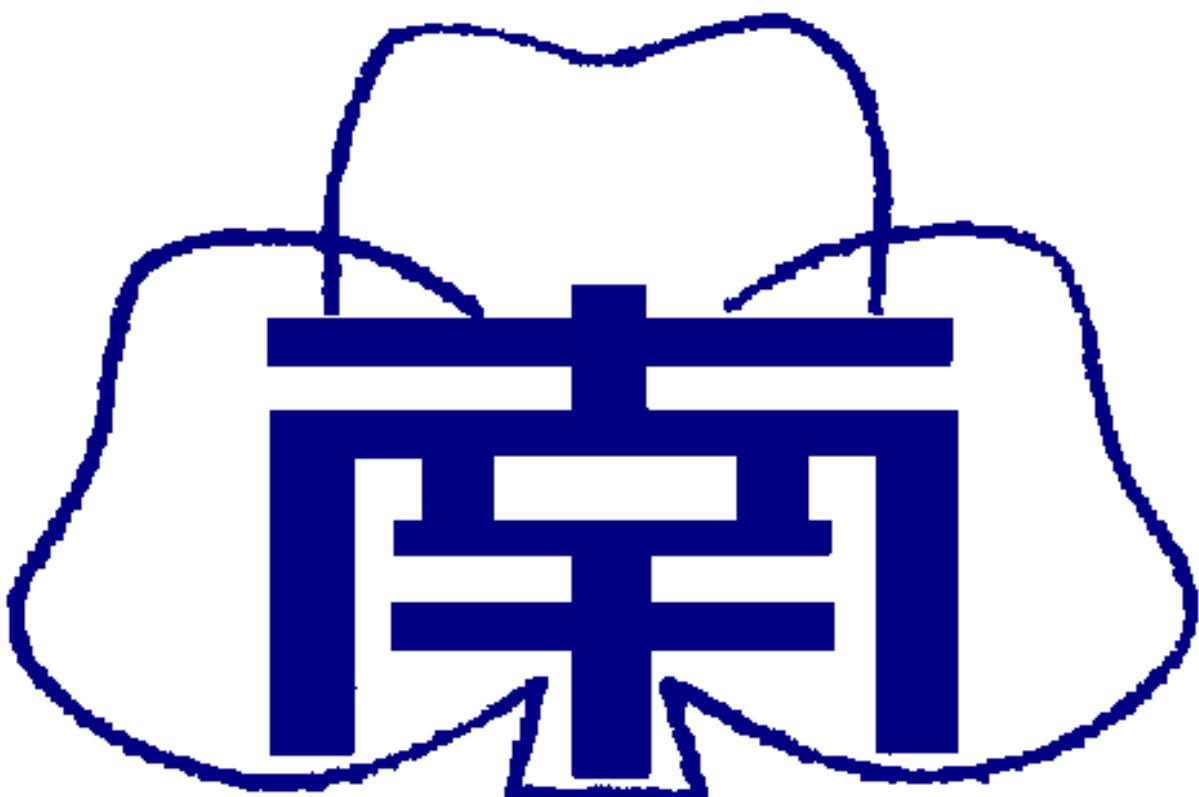


令和 5 年度

いじめ防止基本方針



富里市立富里南中学校

目次

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

- (1) 「いじめ」の定義
- (2) 基本理念
- (3) いじめの禁止（本校全教職員および生徒の共通理解事項）
- (4) いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

第2章 学校いじめ対策組織

- (1) 名称 富里市立富里南中学校いじめ対策組織
- (2) 組織
- (3) 役割

第3章 いじめの未然防止について

- (1) いじめを許さない学校づくり
- (2) 生徒、保護者への啓発活動
- (3) いじめに関する定期的なアンケート調査
- (4) 教職員の発言
- (5) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
- (6) ネットいじめ対策の推進
- (7) 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施 富里南中学校いじめ対策年間計画
- (8) いじめに関する教職員の研修

第4章 いじめの早期発見について

- (1) いじめアンケート調査
- (2) いじめを認知する取組

第5章 いじめの相談・通報について

- (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口
- (2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめを認知した場合の対応・指導
- (2) いじめ事案が発生したときの報告連絡体制
- (3) 関係機関との連携
- (4) 被害者への対応
- (5) 加害者への対応
- (6) 観衆、傍観者への対応
- (7) 保護者との連携

第7章 重大事態への対処について

- (1) 重大事態の基準
- (2) 重大事態が発生した場合の対応
- (3) 調査について

第8章 公表・点検・評価について

- ・改訂箇所
- ・いじめアンケート

令和5年度富里市立富里南中学校いじめ防止基本方針

富里市立富里南中学校

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり人として恥すべき行為である。また、どの子どもにも、どの学校でも起りうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握していく。また、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を確立していく。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立富里南中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や1回のみで継続して行われた行為でなくてもいじめと認知する。

(2) 基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起りうるものである。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒

も1割程度であり多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの禁止（本校全教職員および生徒の共通理解事項）

児童等はいじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）に準じる

(4) いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

(責務)

本校では、いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(基本姿勢)

①いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。

②生徒一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。

③いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有し、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

④コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめ防止基本方針を受けて策定した、「学校基本方針」にもとづいて行う。また、いじめ問題への対応にあたっては、適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行なわない。

第2章 学校いじめ対策組織

(1) 名称 富里市立富里南中学校いじめ対策組織

(2) 組織

①校内組織

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、事務担当職員、養護教諭、いじめ対策相談員（S C）、生徒会の代表、PTA 常任理事、警察、学校医等。

日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭等。

いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、関係学年主任、学級担任、関係学年職員、担任、その他必要に応じて部活動顧問、特別支援コーディネーター、いじめ対策相談員等。

②家庭や地域、関係機関と連携した組織

③重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、SC、SSW等の心理・福祉の専門家を加える等、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置を工夫し、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応する。

(3) 役割

校内に設置された本組織（いじめ対策組織）は具体的に以下の役割を果たす。

- ①学校経営方針に基づく、いじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

(1) いじめを許さない学校づくり

- ①学校、教職員は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢を日頃から示す。そのために、全職員が生徒と共有する時間を増やす努力をする。
- ②いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる生徒の育成を図る。
- ③自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ④自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- ⑤生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を実施する。
- ⑥特に配慮が必要な生徒については、個々の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該生徒の特性の理解を深めるために、小学校と連携を図るよう努める。

- ⑦発達障害を含む障害のある生徒、帰国子女、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒、性同一性障害等、東日本大震災により被災した生徒、及び原発事故により避難している生徒、新型感染症に関わる生徒（本人・家族の感染経験・諸外国に保護者をもつ生徒・ワクチン接種・医療従事者）へ配慮する。
- ⑧過度の競争意識、勝利至上主義等により、生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する。
- ⑨SOSの出し方教育について、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。

（2）生徒、保護者への啓発活動

年度始めには、いじめ問題に対する基本方針（本方針）や保護者の責任等を明らかにし、生徒や保護者の理解を得る。また、「いじめの防止基本方針」を本校ホームページに掲載する。

（3）いじめに関する定期的なアンケート調査

いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。（6月・10月・1月に実施する）また、原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施時には、アンケートの内容は誰にもわからないようにすることを全生徒に周知する。

（4）教職員の発言

教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認し、不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。

（5）生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

教職員と生徒の「共感的人間関係」を基盤に、「わかる授業」を展開し、生徒一人一人が「自己有用感」を高められるようにする。（ペア学習やグループ学習を積極的に取り入れる）

（6）ネットいじめ対策の推進

生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性等のインターネットの特性を踏まえて、SNSによるいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う（健全育成講座においての情報モラル等）。また、トラブルを未然に防ぐために生徒、保護者、学校が連携し、もしトラブルが起きた場合でも、早期に対応できる体制と整えていく。

(7) 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

富里南中学校いじめ対策年間計画

□教職員の活動 ○主に生徒の活動 △保護者への説明・啓発

いじめ対策		留意事項
4月	<ul style="list-style-type: none"> □学年間の情報交換および指導記録の引き継ぎ □いじめ対策に関する共通理解、いじめ対策会議編成 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 □幼小中高生徒指導研修会 ○生徒が誰かに相談ができるような場所をつくるために「そっと相談してね 中高生 SNS 相談@ちば」啓発資料を配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者・加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に真剣に取り組む姿勢を示す。 ○SOS の出し方教 ○教育相談強化週間
5月	<ul style="list-style-type: none"> □校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 ○生活アンケートの実施 ○教育相談の実施 ○スクールカウンセラーとの全員の個別面談の実施 (1学年) ※以後スクールカウンセラー=SC とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の班編制、班活動の場面に留意する。 ・生活アンケートを受けて教育相談を実施する。 ・生徒の心の様子について SC の専門的観点からみた助言を受け、その後の生徒理解に繋げる。
6月	<ul style="list-style-type: none"> □「いじめアンケート」の実施 (週1回行われる生徒指導部会で分析を行う) ○行事（修学旅行・校外学習）を通した人間関係づくり ○SC との個別面談の実施（1学年） ○行事（児童生徒交流）を通した人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は生徒の人間関係に変化が起きやすい時期なので、気をつけてみる。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○SC との個別面談（1学年） ○いのちを大切にするキャンペーン ○行事（児童生徒交流）を通した人間関係づくり ○健全育成講座（情報モラル） △期末保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委の実践事項を参考にする。 ・「ネット上のいじめ」の具体例を参考に、その行為が犯罪であることを確認する。 ・1学期の様子やこれから協力体制をお願いする。
8月	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談に係わる研修講座への参加 □いじめに関する職員研修 □小中生徒指導研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の技術向上を図る。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事（体育祭）を通した人間関係づくり ○行事（児童生徒交流）を通した人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒の結束を図り、団結を深められるように支援する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> □「いじめアンケート」の実施 (週1回行われる生徒指導部会で分析を行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。 ・歌を創りあげる喜びや学級の団結力が

	○行事（合唱コンクール）を通した	高まるように支援する。
11月	○生活アンケートの実施 ○教育相談の実施	・いじめ、生活アンケートを受けて教育相談を実施する。
12月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価アンケートの実施→生徒・保護者の意見を聞く ○行事（小中スポーツ交流会）を通しての人間関係づくり △期末保護者会 ○生徒が誰かに相談ができるような場所をつくるために「そっと相談してね 中高生 SNS 相談@ちば」啓発資料を配布する。	・人権感覚への意識を高める。 ・いじめ対策を点検する。 ・小中交流を行い、お互いに親しみ持てるようにする。 ・2学期の様子やこれからの協力体制をお願いする。
1月	□「いじめアンケート」の実施 (週1回行われる生徒指導部会で分析を行う)	・生徒の変化を確認する。
2月	○教育相談の実施（必要に応じて）	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
3月	○行事（予餞会）を通しての人間関係づくり □記録の整理・進級する学年への引き継ぎ情報の作成 △学年末保護者会 □小中の情報連携のための連絡会 ○生徒が誰かに相談ができるような場所をつくるために「そっと相談してね 中高生 SNS 相談@ちば」啓発資料を配布する。	・予餞会活動を通して各学年の団結力が高まるように支援する。 ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。 ・1年間の総括や来年度に向けての協力体制をお願いする。

(道徳教育)

道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。自他の生命を大切にし、より良い生活態度を育てるとともに「いのち」のつながりを主題とし「考え、議論する」ことを意識したいじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(人権教育)

人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達の段階に応じて行う。また、指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導を継続する。

(体験活動)

生徒の学年や発達の段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むことを意識して、体験活動を行う。

- 1年生 交通安全教室を実施する。
- 2年生 進路学習で社会人と交流する。
- 3年生 小学校との交流を企画し、実施する。
- 全学年 「中学校区体験入学」を実施し、小学生に学校生活の変化や授業内容のちがいを感じてもらい、いわゆる「中1ギャップ」をうまく受け入れて乗り越えるための手助けをする機会とする。

(各種行事・キャンペーン)

いのちを大切にするキャンペーン・生徒会活動・人権週間に關する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

(9) いじめに関する教職員の研

いじめの基本認識を共有し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。また、「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して、いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

第4章 いじめの早期発見について

(1) いじめアンケート調査

毎学期いじめアンケート調査を行う。アンケートに答えることでいじめられている生徒が助けを求めることができる。また、いじめ行為を抑制することにもなる。

アンケートを集計して、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。しかし、いじめられている生徒は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合があるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。

このアンケート調査を定期的に行うことで、子どもたちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えたい。「今は我慢しているけれど、次回には書こう」と、生徒には、問題の解決を未来に託すこともできる。

(時期)

・いじめアンケート 6月 10月 1月

・生活アンケート 5月 11月

(方法) ・記名方式で実施す。

(内容) ・別紙参照

(保管)

・アンケート用紙は、5年間保管する。(ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。)

(点検・評価)

・アンケート調査、個人面接、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、P D C Aサイクルに基づいて取組の改善を図る。

(2) いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談等を実施する。

(個別面談・教育相談)

- ①学校全体として定期的な面談を実施する。生徒が希望をする時にはいつでも対応する。
- ②面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。
- ③1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

(観察)

- ①多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ②教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒用のトイレを利用したりして、気になる場面の発見につなげる。
- ③休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、発見につなげる。
- ④生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した生徒が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する。

(結果報告)

いじめの調査結果について、生徒、および保護者へ情報を適切に提供する。

第5章 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・生徒指導主事・担任・養護教諭・相談ポスト（心のオアシス）

①訴えがあった場合

<該当生徒から訴えがあった場合>

「よく言ってくれたね。全力で守るから。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。また、事実関係の客観的な把握にこだわる。しかし、状況の聴取を優先させて、生徒の気持ちを蔑ろにすることが絶対にないようにする。

<周囲の生徒からの訴えがあった場合>

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生するがないように他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

- ②いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。(25)
 ③いじめに関して、保護者との具体的な連絡方法や事実を正確かつ迅速に伝える。

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口。

いじめ電話相談窓口を生徒に周知する

・富里市教育委員会	0 4 7 6 – 9 3 – 7 6 5 9
・富里市教育相談窓口	0 4 7 6 – 9 1 – 6 6 0 0
・富里市ふれあいセンター	0 4 7 6 – 9 1 – 6 6 0 0
・チャイルドライン千葉	0 1 2 0 – 9 9 – 7 7 7 7
・千葉県警察少年センターヤングテレホン	0 1 2 0 – 7 8 3 – 4 9 7
・子どもの人権 110 番（法務省）	0 1 2 0 – 0 0 7 – 1 1 0
・24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 – 0 7 8 – 3 1 0
・子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 – 4 1 5 – 4 4 6

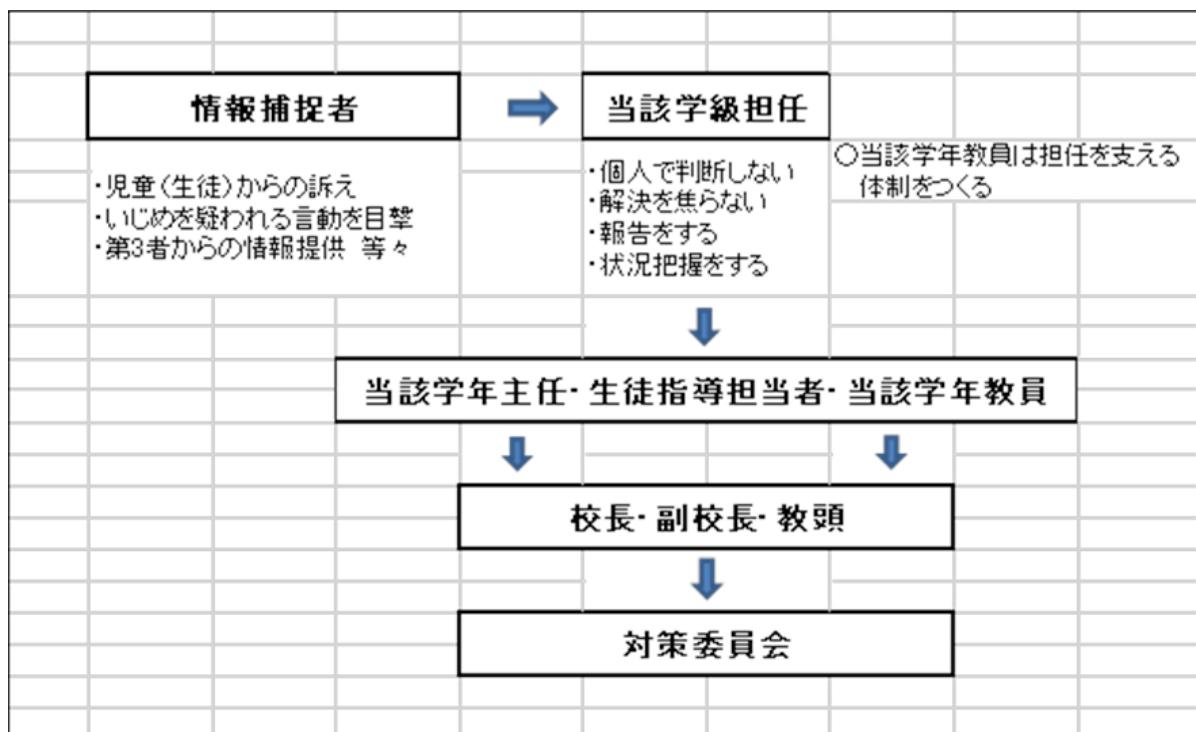
※臨床心理士、学校心理士などの相談員が交代で相談に応じる。 24 時間対応

第6章 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめを認知した場合の対応・指導

- ①教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。また、対応不要であると個人で判断せずに、すべて学校いじめ対策組織に報告・相談すること。
 ②いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(2) いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



- ③学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ④いじめが認知された場合には、被害・加害双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- ⑤いじめの被害生徒の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。
- ⑥いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「適切な調査に基づき、被害生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- ⑦学校いじめ対策組織において、いじめの被害生徒を支援するための対策プランを策定し、確実に実行する
- ⑧いじめの被害生徒のケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑨いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- ⑩いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。
- ⑪関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- ⑫いじめをきっかけとして不登校に陥った生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。

(3) 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・生徒や保護者対応を相談する	教育委員会
・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 児童相談所 成田警察署（生活安全課）
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

(4) 被害者への対応

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になることを表明する。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

- ・担任を中心として生徒が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、生徒のよさや優れているところを認めて励ます
- ・いじめ加害者との今後の接し方等を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や友だちとの関係づくりを支援していく。

(5) 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内の立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ・加害生徒に対して、被害生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害生徒又は他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。
- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は富里市立小学校及び中学校管理規則に従って、出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や特別活動等を通してエネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

(6) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないよう短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には言葉遣いや態度に十分注意する。

(7) 保護者との連携

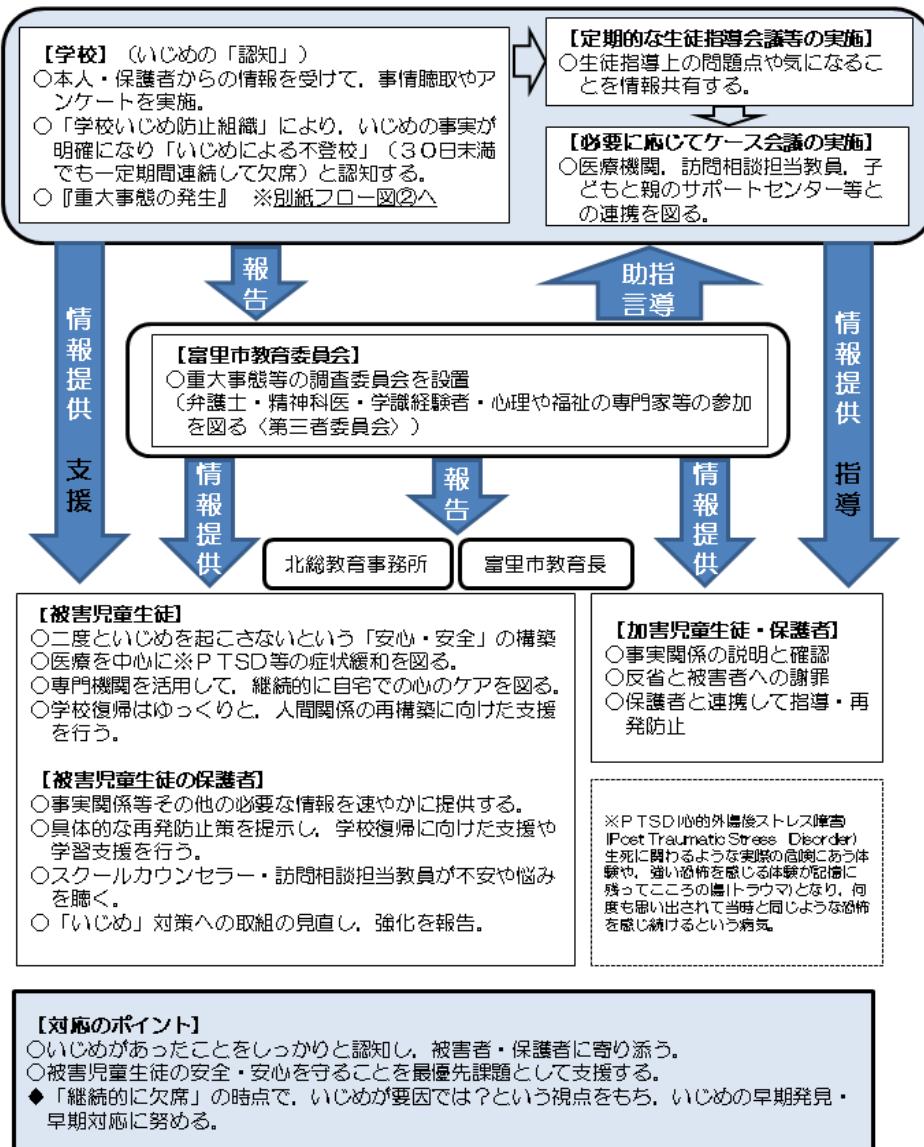
【いじめを受けた生徒の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で速やかに来校していただく、または家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない。」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう。」などの誤った発言をしないようにする。
- ・電話だけで簡単に対応することがないようにする。

【いじめた生徒の保護者との連携】

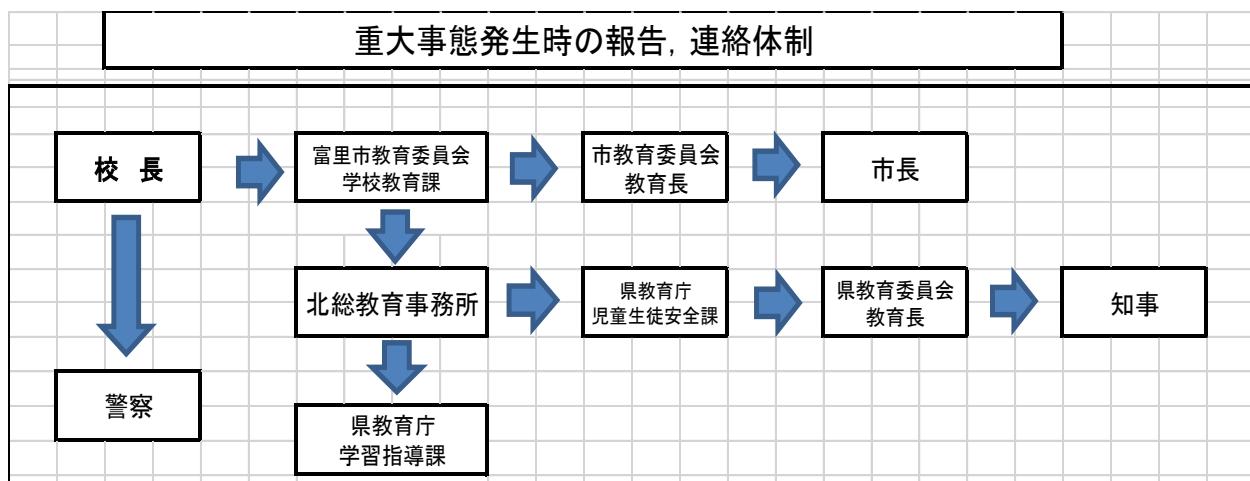
- ・事情聴取後、保護者に来校してもらうか、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・学校として、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を具体的に示す
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかつたりうちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもと思う信念を示し、理解を求める。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

いじめ対応（フロー図①）



第7章 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準 法第28条 第1項 第1号 及び 第2号



①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。

③その他の場合

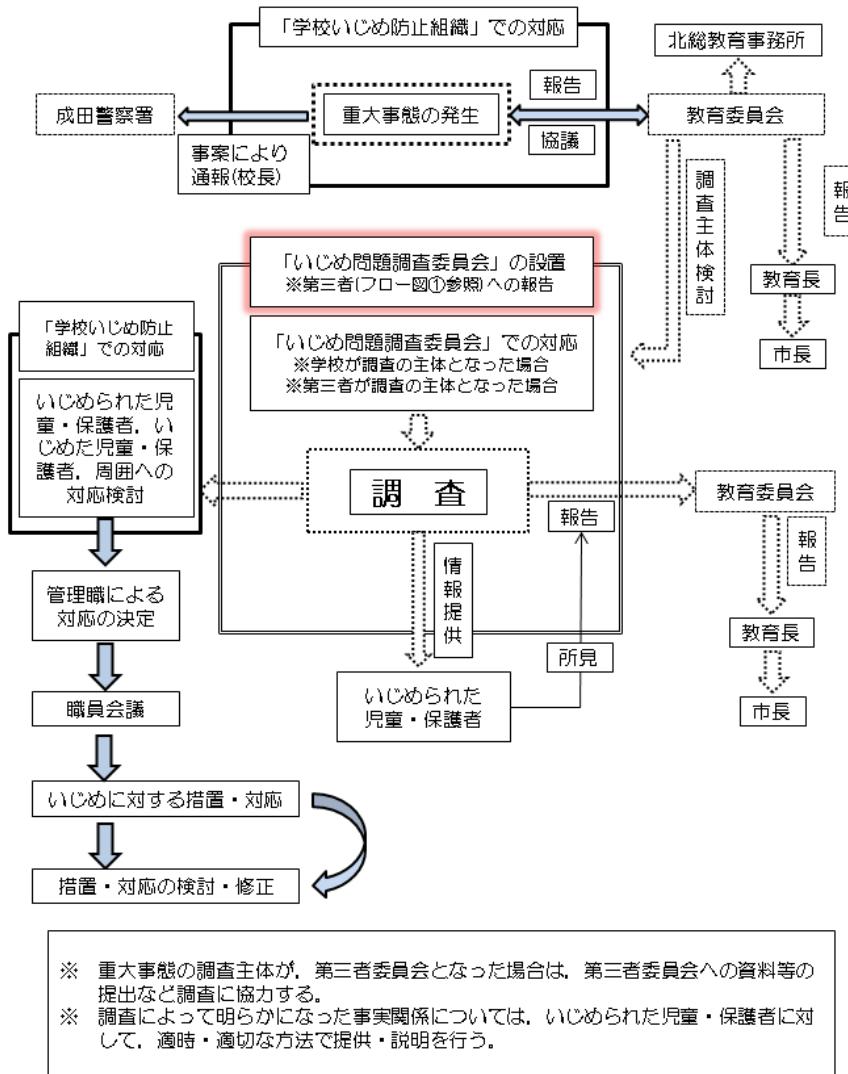
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

【学校内及び市教育委員会への報告、連絡

- ・一報後、改めて文書により報告する。
(認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書)
- ・学校いじめ対策組織の招集（第三者を含める）する。
- ・警察への通報など各機関との連携を図る。

重大事態の発生（別紙フロー図②）



(3) 調査について

調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 14 日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月）の内容を参考にし、適切に実施する。

【調査主体】

- ・調査主体をどこに設置するかは富里市教育委員会が判断する。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ・事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた生徒またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に平行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。

【組織】

- ・学校はそのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

【いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合】

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺

族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱いに対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーに十分配慮し、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった。」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

○いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ・これらの情報の提供にあたり、学校は他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○調査結果の報告

- ・調査結果について学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

第8章 公表・点検・評価について

- (1) ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- (2) 本校では、年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとっていく。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る

関連法案等

子どもの自殺が起きたときの調査の指針（平23・3：児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平25・6・19衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平25・6・19参議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法（平25・6・21成立）

いじめ防止対策推進法（平25・6・28公布）

いじめ防止対策推進法（概要）

いじめ防止対策推進法 (平25・9・28施行)

いじめの防止等のための基本的な方針 (平25・10・11文部科学大臣決定) の改定について

千葉県いじめ防止対策推進条例 (平26・4・1)

千葉県いじめ防止基本方針 (平26・8・20)

重大事態の調査に関するガイドライン (平29・3)

いじめの防止等のための基本的な方針 (平29・3・14最終改定)

千葉県いじめ防止基本方針 (平29・11・15最終改定)

資料1 いじめ解消の定義

■いじめに係る行為が止んでいることについて

<いじめに係る行為が止んでいること>

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (SNS を通じて行われるものも含む。) が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ防止対策委員会（仮称）の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、本人及び保護者に確認を行い、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

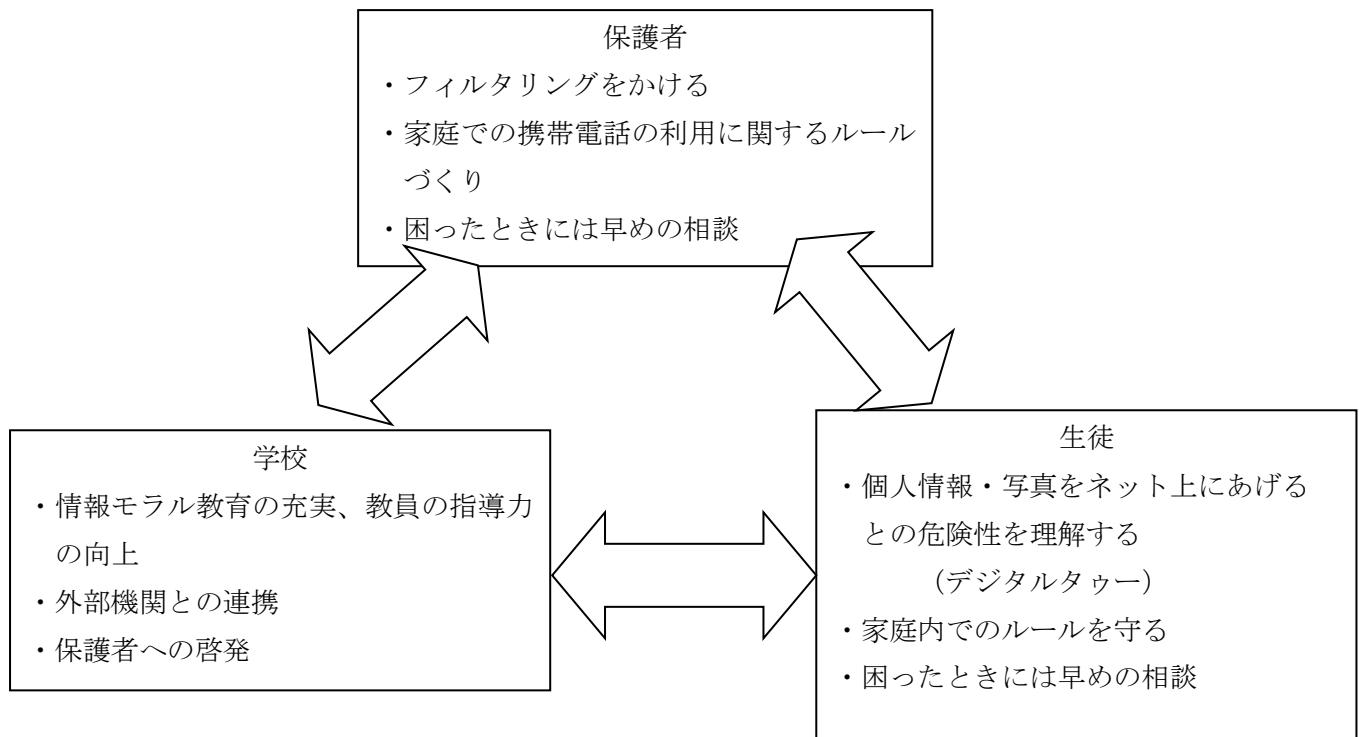
<被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと>

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

資料2 ネットトラブルを未然に防ぐための三者の努力点



○改定箇所

- ・P 3 (2) 組織 ①, ③
- ・P 3 (1) いじめを許さない学校づくり ②～⑥, ⑧⑨
- ・P 6 道徳教育
- ・P 7 第4章 (1)
- ・P 7 (1) (保管) (点検・評価)
- ・P 8 (2) (観察) ④, (結果報告)
- ・P 9 (1) 学校におけるいじめ相談・通報窓口②, ③, (2)
- ・P 9 6章 (1) ①～⑪
- ・P 1 1 (指導)
- ・P 1 3 (いじめた生徒の保護者との連携)
- ・P 1 4 (1) 重大事態の基準
- ・P 1 4 (2) 重大事態発生した場合の対応
- ・P 1 5 (3) 調査について
- ・P 1 6 公表・点検・評価について (2), (3)
- ・P 1 8 資料2～4

平成26年2月28日策定
平成27年3月2日改訂
平成28年3月2日改訂
平成29年4月11日改訂
平成30年4月2日改訂
平成31年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和3年7月29日改訂
令和4年4月1日改訂
令和5年4月1日改訂

令和5年度 『いじめ』アンケート調査

年 組 氏名

いじめは、絶対に許されない行為です。誰もが毎日、楽しく学校生活を送ることができるよう、いじめについて考えてみましょう。

1、あなたは、○月から今現在、いじめられて、つらい思いをしていますか。

①はい ②いいえ

「はい」と答えた人は、

- (1) いつからですか。 ()
(2) どのようないじめにあっていますか。 (下から選び○をつけてください)
①ことばでのおどし ②仲間はずれ ③軽くたたかれた ④ひどくたたかれた
⑤金品をたかられる ⑥金品を隠された ⑦危険なことをさせられた
⑧SNS 等での誹謗中傷 ⑪その他 ()

*誹謗(ひぼう)…他人の悪口を言うこと。 中傷(ちゅうしょう)…他人の名誉を傷つけること

(3) 誰かに相談（話）をしましたか。

は い (誰に?) ()

いいえ (なぜ?) ()

2、現在、あなたのまわりでいじめがありますか。見たことがありますか。

①ある ②ない

「ある」と答えた人はどんなことですか。上の [] の中の該当する番号を
書いてください ()

3、あなたのまわりで「いじめ」があったとき、あなたは止めに入りますか？見ているだけですか。

①止めに入る ②見ているだけ

*「見ているだけ」と答えた人は、どうしたら止めに入ることができますか。

4、あなたは、今学期にいじめをしたことがありますか。

①ある ②ない

*「ある」と答えた人はどんないじめをしましたか。その理由も書いてください。